

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第8条第1項の規定により、令和6年1月25日付け旭川市告示第18号において別途市長が定めることとした期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

都道府県名	指定地域
富山県	富山県
石川県	金沢市，小松市，加賀市，羽咋市，かほく市，白山市，能美市，野々市市，能美郡川北町，河北郡津幡町，河北郡内灘町，羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町

令和6年6月26日

旭川市長 今 津 寛



（問合せ先）

税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604